

坂東市社協デイサービスセンター介護予防・日常生活支援総合事業指定基準型
通所介護サービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人坂東市社会福祉協議会が開設する坂東市社協デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防・日常生活支援総合事業指定基準型通所介護サービス事業（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、生活機能の減退した高齢者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業所は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 坂東市社協デイサービスセンター

(2) 所在地 茨城県坂東市山2721番地（坂東市猿島福祉センター内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の相談に応じるとともに、適切なサービス計画が提供されるよう事業所内のサービスの調整、必要機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を把握し、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 介護職員 2名以上

介護職員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う。

(6) 栄養士又は調理員 1名以上

栄養状態に関しての課題に対して必要なサービスを行う。

(7) 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び12月28日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

サービス提供時間は、午前9時30分から午後3時40分までとする。

(サービスの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、指定地域密着型通所介護事業を含めて、1日18名とする。

(事業の内容)

第7条 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の介助

(2) 機能訓練サービス

- (3) 送迎サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 食事サービス
- (6) 口腔機能向上
- (7) 相談、助言等に関すること
- (8) その他、事業として必要なサービス
- (サービスの利用料)

第8条 事業所が提供するサービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、サービスを提供した場合の利用料の額は市町村が定める基準によるものとする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金を徴収する。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

ア 事業所からの送迎距離が片道おおむね10km未満の場合は500円

イ 事業所からの送迎距離が片道おおむね10km以上の場合は10kmを越えた距離1kmあたり50円を加算

- (2) 食材料費 食事1回につき 600円

- (3) おむつ代 実費

- (4) 上記の他、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、坂東市の全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者に対し適切なサービスを提供するために、食堂、機能回復訓練室等の事業所内の各設備には、利用に際しての注意事項を掲示する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、利用者等の避難、救出訓練の実施等、万全の対策を期することとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以

上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情処理)

第16条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に説明するものとする。

(秘密保持等)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する義務を負う。

2 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項における義務を負う。

(その他運営についての重要事項)

第18条 従業者の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 事業所は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が社会福祉法人坂東市社会福祉協議会会長と協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成２８年１０月２５日から施行し、平成２８年１０月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。